平成23年2月6日執行

名古屋市議会の解散投票

投票運動のしおり

名古屋市選挙管理委員会

はじめに

この小冊子は、平成23年2月6日に行われる名古屋市議会の解散投票の運動員として必要な手続きや、投票運動のあらましについて、その要点を記述したものです。

投票の手続きは、地方自治法及び同施行令において公職選挙法及び同施行令が準用されており、投票に関する手続きや届出については、規定に従って的確にしないとその効力に関係する場合が多く、また、投票運動については様々な制限があり、投票運動を展開するにあたっては、違反に問われるような事態が生じないよう、細心の注意が必要です。

この小冊子は投票運動に関する基本事項を記載したものでありますので、実施にあたっては、法令等を十分にご理解のうえ、これを遵守されることを期待します。

なお、この小冊子では法令等の用語について、次のように略称を使用しております。

法：公職選挙法（昭和25年法律第100号）

令：公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

規則：公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）

地法：地方自治法（昭和22年法律第67号）

地令：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（注）法令については、次のように略記してあります。

第131条第1項第4号 …… 131①Ⅳ

平成23年1月

名古屋市選挙管理委員会

目　　次

表１　投票に関する期日等 …… 1
表２　各種届出一覧 …… 1
表３　投票運動一覧 …… 2

第１　投票運動について …… 5
1　投票運動 …… 5
2　投票運動のできる期間 …… 5
3　投票事務所 …… 5
4　投票運動ができない者及び制限される者 …… 6
5　演説会 …… 7
6　街頭演説 …… 8
7　連呼行為 …… 8
8　特定の建物・施設における演説等の禁止 …… 9
9　その他の投票運動の制限 …… 9
(1)　戸別訪問の禁止 …… 9
(2)　署名運動の禁止 …… 9
(3)　飲食物の提供の禁止 …… 9
(4)　気勢を張る行為の禁止 …… 9
(5)　人気投票の公表の禁止 …… 10
(6)　投票期日後のあいさつ行為の制限 …… 10
10　規制を受けない投票運動 …… 10
(1)　自動車・船舶、拡声機の使用 …… 10
(2)　文書図画の頒布、掲示 …… 10

第２　投票運動費用 …… 10
1　投票運動費用 …… 10
2　寄附の禁止並びに支給することができる実費弁償及び報酬の額 …… 10

表1　投票に関する期日等

事　　項	期日・期間・期限	備　　考
1　投票期日の告示	1月17日（月）	
2　投票事務所の設置（異動）届出	設置・異動したとき	午前8:30～午後5:00
3　開票立会人届出期限	2月3日（木）	午後5:00まで
4　選挙立会人届出期限	2月3日（木）	午後5:00まで
5　投票	2月6日（日）	午前7:00～午後8:00
6　開票	2月6日（日）	午後9:15開始（予定）
7　選挙会	2月7日（月）	午前10:00開始（予定）

表2　各種届出一覧

届出の種類	届出先	期限・時期	届出に必要な書類等
1　投票事務所設置（異動）届	区選管	設置（異動）後直ちに	投票事務所設置（異動）届
2　開票立会人の届出	区選管	2月3日（木） 午後5時まで	開票立会人となるべき者の届出書、立会人の承諾書
3　選挙立会人の届出	選挙長 （市選管）	2月3日（木） 午後5時まで	選挙立会人となるべき者の届出書、立会人の承諾書

注　選挙長及び選挙管理委員会に対する諸届出は、すべて「午前8時30分から午後5時まで」の間にしてください。

表３　投票運動一覧

種別		説明	法令等
投票運動 [p. 5 参照]	期間	期間の制限はない。	
	投票当日できない投票運動	投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以内の区域に投票事務所を設置すること。	法 132
投票事務所 [p. 5, 6 参照]	設置数	市議会又は解散請求代表者に限り、各１か所	法 131 ①
	設置場所	特に制限がない。ただし、投票当日は、投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以上離れていること。	法 132
	届出	1　設置後直ちに区選管に届け出る。 2　異動があったときも同じ。 （異動前の区選管にも異動の届出が必要）	法 130 ②
投票運動ができない者及び制限される者 [p. 6, 7 参照]	選挙事務関係者	1　投票管理者、開票管理者及び投票長は、在職中、その関係区域内で禁止される。 2　不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用してのものは禁止される。	法 135 ① 法 135 ②
	特定公務員	中央選挙管理会の委員及びその職員、選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員は、在職中、禁止される。	法 136
	一般職の公務員	1　一般職の国家公務員（教育公務員を含む。）は、国家公務員法の適用があり制限される。 2　一般職の地方公務員は、地方公務員法の適用があり、その勤務する管轄区域内では制限される。	国家公務員法 102 地方公務員法 36
	教育者	公立学校の教員は、教育公務員特例法の適用があり制限される。 教育者（国立、公立、私立の教員）は、その教育上の地位を利用してのものは禁止される。	教育公務員特例法18 法 137
	その他	1　未成年者は禁止。 （労務の従事は差し支えない。） 2　選挙犯罪又は政治資金規正法違反により、選挙権、被選挙権停止中の者は禁止される。	法 137 の 2 法 137 の 3
	公務員等の地位の利用	国家公務員、地方公務員、特定独立行政法人・特定地方独立行政法人の役員・職員、沖縄振興開発金融公庫の役員・職員は、その地位を利用してのものは禁止される。	法 136 の 2
飲食物の提供 [p. 9 参照]	提供できる湯茶・菓子	1　飲食物は、原則として提供できない。 2　湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子はよい。	法 139

種別		説明	法令等
連呼行為 [p. 8, 9 参照]	態様	短時間に一定の文言を連続反復して呼びかけることをいう。	
	できる方法	1　演説会の会場でする場合 2　街頭演説（演説を含む。）の場所でする場合	法 140 の 2 ① 法 140 の 2 ②
	制限される場所	学校、病院、診療所等の周辺では、静穏保持に努めること。	法 140 の 2 ②
街頭演説 [p. 8 参照]	態様	街頭又は広場、空地等で多数の人に対してする演説をさすが、屋内から街頭へ向かってする演説も含まれる。	
	時間	1　午前 8 時から午後 8 時までの間に限る。 2　長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないよう努めること。 3　学校、病院、診療所等の周辺では、静穏保持に努めること。	法 164 の 6 法 140 の 2 ②
特定の建物・施設における演説等の禁止 [p. 9 参照]	できない場所	1　国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（公営住宅の個人居宅部分を除く。） 2　汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内 3　病院、診療所その他の療養施設	法 166
演説会 [p. 7, 8 参照]	回数	回数の制限はない。	
	会場	学校、公会堂、区役所講堂等の公営施設（市議会又は解散請求代表者が開催する場合に限る。）又は民間施設を使用してできる。	地令 107①
	公営施設使用の手続	公営施設を使用する場合は、あらかじめ、使用料を管理者に支払う。	地令 107④
その他投票運動上の注意 [p. 9, 10 参照]	禁止されている事項	1　戸別訪問（p. 9） 2　署名運動（p. 9） 3　気勢を張る行為（p. 9） 4　人気投票の公表（p. 10） 5　投票期日後のあいさつ行為の制限（p. 10）	法 138 法 138 の 2 法 140 法 138 の 3 法 178
	禁止されない事項	1　電話による運動 2　個々面接（路上等で） 3　幕間演説（映画館、集会、工場等の休憩時間等で）〔公共の施設ではできない。〕 4　自動車・船舶、拡声機の使用（p. 10） 5　文書図画の頒布、掲示（p. 10） 6　新聞広告	

種別		説明	法令等
投票運動費用 [p. 10, 11 参照]	支出限度額	ない。	
運動員等の実費弁償 [p. 12 参照]	投票運動に従事する者に対する実費弁償 （最高額）	1　交通費　鉄道賃、船賃、車賃の実費 2　宿泊料　食事料 2 食分を含み 1 夜 12,000 円 3　弁当料　1 食 1,000 円、1 人 1 日 3,000 円 4　茶菓料　1 日 500 円	法 197 の 2 令 129 市選管告示
	投票運動に使用する労務者に対する報酬 （最高額）	労務者について、日額 10,000 円以内。 超過勤務手当 1 日につき、この額の 5 割以内。	法 197 の 2 令 129 市選管告示
	投票運動に使用する労務者に対する実費弁償 （最高額）	1　交通費　鉄道賃、船賃、車賃の実費 2　宿泊料　1 夜 10,000 円（食事料を含まない。） ※　弁当料、茶菓料は支給できない。	法 197 の 2 令 129 市選管告示

その他

種　　別	説　　明	法令等
開票立会人の届出	1　市議会又は解散請求代表者は、各開票区（区）の選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、各 2 人を定めて、2 月 3 日（木）午後 5 時までに区選挙管理委員会に届け出ることができる。 2　名古屋市議会議員又は解散請求代表者は、開票立会人になることができない。	法 62 令 69
選挙立会人の届出	1　市議会又は解散請求代表者は、当該議会の解散投票の選挙権を有する者（日本国民である年齢満 20 年以上の者で引き続き 3 か月以上名古屋市内に住所を有する者）の中から、本人の承諾を得て、各 2 人を定めて、2 月 3 日（木）午後 5 時までに選挙長（市選挙管理委員会）に届け出ることができる。 2　名古屋市議会議員又は解散請求代表者は、選挙立会人になることができない。	法 76, 62 令 82, 69

第１　投票運動について

１　投票運動

議会の解散投票に関する運動は、議会の解散投票において、解散請求代表者側が賛成の投票を獲得して議会を解散させようとする運動と、これに対して、被解散請求者である議会が反対の投票を獲得して議会の解散の成立を妨げようとする運動とがありますが、解散投票運動は、地方自治法施行令で特別の定めがあるほかは、原則として公職選挙法中、普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用されています。(地法 85、地令 106、108、109)

２　投票運動のできる期間

投票運動のできる期間に制限はありませんので、投票期日の告示前や投票当日に行うことは、各種の禁止事項に該当しない限りさしつかえありません。

ただし、次の例外があります。

（投票の当日の例外）

投票所を設けた場所の入口から直線距離で 300 メートル以内の区域には、投票の当日、投票事務所を設置することができません。（法 132）

３　投票事務所

投票事務所とは、投票運動に関する事務を取り扱う一切の場所的設備をいいます。

休憩所その他これに類似する設備は、投票運動のために設けることはできませんが、演説会等における弁士の控室、投票事務所の一部に設ける運動員の休憩所等はここにいう休憩所には含みません。（法 133）

(1)　設置数

投票事務所は市議会又は解散請求代表者につき、各１か所だけ設置することができます（他の者の設置は認められていません。）。（法 131）

なお、解散請求代表者が２人以上いる場合においても、設置することができるのは１か所です。

(2)　設置（異動）届

投票事務所を設置したときは、直ちに、設置した所在地の区選挙管理委員会に届け出ることが必要です。また、投票事務所を異動したときも、直ちに、異動の前後の所在地の区選挙管理委員会に届け出ることが必要です。（法 130）

届出時間は、午前8時30分から午後5時までです。(法270、270の3)

なお、設置された投票事務所は、当該投票事務所ごとに、1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することはできません。（法131）

また、投票事務所は、投票の当日であっても投票所を設けた場所の入口から直線距離で300メートル以上離れたところに限り設置できますが、これに違反して設置されたものは閉鎖しなければなりませんから注意してください。（法132、134）

4　投票運動ができない者及び制限される者

(1)　選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中（選挙管理委員会において選任してからその職務を終わるまでの間）、その関係区域内で投票運動をすることができません。（法135①）

(2)　不在者投票管理者の地位利用

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して投票運動をすることができません。（法135②）

「その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味です。

(3)　特定公務員

次の公務員は、在職中、投票運動をすることができません。（法136）

ア　中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

イ　裁判官

ウ　検察官

エ　会計検査官

オ　公安委員会の委員

カ　警察官

キ　収税官吏及び徴税の吏員

(4)　国家公務員・地方公務員

ア　国家公務員……一般職に属する国家公務員は、国家公務員法（教育公務員を含む。）の適用による投票運動の制限があります。（国家公務員法102）

イ　地方公務員……一般職に属する地方公務員（地方公営企業に従事する職員のうち、管理、監督の地位にある者等以外の者を除く。）は、

地方公務員法の適用によってその職員の属する地方公共団体の区域内での投票運動の制限があります。（地方公務員法36）

ウ　地方教育公務員…教育公務員特例法の適用による投票運動の制限があります。（教育公務員特例法18）

(5)　公務員等の地位利用

次に掲げる公務員や、公庫の役職員の地位にある者が、その地位に伴う影響力を利用（例えば職務上の組織や身分の上下関係を利用したり、許可、認可等の職務権限を利用する等）して投票運動を行うことは禁止されます。（法 136 の 2）

ア　国家公務員・地方公務員　一般職、特別職、常勤、非常勤を問いません。

イ　特定独立行政法人、特定地方独立行政法人の役員又は職員

ウ　沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員

(6)　教育者の地位利用

教育者のうち、国立、公立学校勤務の校長及び教員は、前述のとおり投票運動が制限されていますが、私立学校の校長及び教員については単に投票運動を行うこと自体は禁止されていません。しかし、教育者の投票運動はその影響するところが大きく、不当な影響を及ぼすこともあるので、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して投票運動をすることが禁止されています。

教育上の地位利用とは、教育者が学校で占める地位を利用して直接父兄等に働きかける場合はもちろん、生徒等を介して働きかける場合も含みます。（法 137）

(7)　未成年者

年齢満20年未満の者は、投票運動をすることができません。また、未成年者を使用して投票運動をすることもできません。しかし、未成年者を投票運動のための労務にのみ使用することは差し支えありません。（法 137 の 2）

(8)　選挙権、被選挙権を有しない者

選挙犯罪又は政治資金規正法違反により刑に処せられ投票権及び被投票権を有しない者は、その有しない間、投票運動をすることができません。（法 137 の 3）

5　演説会

演説会とは、不特定多数の聴衆を集めて行うものをいい、「公営施設」を使用して開催するものと、それ以外の施設を使用して開催するものと 2 通りの方法があります。

「公営施設」とは、学校（学校教育法第 1 条に規定する学校で、幼稚園、小・中学校等で、公立、私立を問いません。）、公民館（社会教育法第21条に規定する公民館

をいいますが、本市には該当する施設はありません。）、地方公共団体の管理に属する公会堂及び市選管の指定した施設（区役所・山田支所講堂、生涯学習センター、地区会館、文化小劇場等）を指します。（地令 107）

なお、これらの限定された「公営施設」以外の国又は地方公共団体の施設を使用するときは、法第 166 条の規定による禁止（「8　特定の建物・施設における演説等の禁止」〔p. 9〕参照）のところがありますから、注意してください。

(1)　公営施設を使用する場合の演説会の開催申出等の方法

ア　申　出　者……市議会又は解散請求代表者に限ります。

イ　申 出 方 法……直接、各施設に申し込み、所定の料金を使用する前に予め納付しなければなりません。

(2)　公営施設以外を使用する場合の演説会の開催申出等の方法

開催者（市議会又は解散請求代表者に限りません。）が直接、各施設に申し込み、施設の規約等に基づき所定の料金を納付してください。

6　街頭演説

街頭又はこれに類する場所（公園、空き地等）で、不特定多数の人に向かって行う投票運動のための演説のことで、議会の解散投票の運動においては歩行中や走行する車上からの演説も禁止されていません。

街頭演説は、午前 8 時から午後 8 時までの間に限ってすることができますが、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏を保持するよう努めなければなりません。（法 164 の 6 、 140 の 2 ）

街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければなりません。（法 164 の 6 ）

7　連呼行為

何人も投票運動のために連呼行為（短時間に一定の文言を連続反復して呼びかけることをいう。）をすることはできませんが、演説会場又は街頭演説（屋内又は施設内における演説会にならない演説を含む。）の場所で行う場合に限り許されています。（法 140 の 2 ）

なお、連呼行為は、①国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅の個人居宅部分を除く）　②汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内　③病院、診療所その他の療養施設では行うことができません。（法 166 ）

また、連呼行為をする者は、学校、病院、診療所、その他の療養施設周辺においては静穏を保持するよう努めなければなりません。（法 140 の 2）

8　特定の建物・施設における演説等の禁止

何人も、次に掲げる建物又は施設においては、投票運動のためにする演説及び連呼行為を行うことが禁止されています。（法 166）

(1)　「公営施設」を使用して行う演説会（地令 107）を除き、国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅の個人居宅部分を除く。）

(2)　汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内

(3)　病院、診療所その他の療養施設

9　その他の投票運動の制限

(1)　戸別訪問の禁止

何人も議会の解散の投票に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって連続して 2 以上の投票人の居宅又はこれに準ずる場所を訪問する行為は禁止されています。

単に 1 戸を訪問した場合であっても、連続して戸別訪問する意思でなしたものであれば、戸別訪問となります。訪問先は、住所、居所に限られず事務所、勤務先をも含み、相手方が在宅又は応接したか否かは問いません。その他、戸別に、演説会等の開催の告知又は議会の解散投票の賛否を言い歩く行為も、戸別訪問とみなされ禁止されます。（法 138）

(2)　署名運動の禁止

何人も議会の解散の投票に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることはできません。（法 138 の 2）

(3)　飲食物の提供の禁止

何人もいかなる名義であるかを問わず、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除き、議会解散の投票運動に関して飲食物を提供することが禁止されています。（法 139）

(4)　気勢を張る行為の禁止

何人も議会解散の投票運動のために、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって気勢を張る行為をすることはできません。（法 140）

この規定の趣旨は、投票の静穏を害し、選挙人が心理的に威圧を受け、冷静な判

断を失うことのないよう考慮されたものです。

(5) 人気投票の公表の禁止

何人も議会の解散の投票に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することができません。（法 138 の 3）

(6) 投票期日後のあいさつ行為の制限

何人も議会の解散投票の期日後において、議会の解散投票の賛否の結果に関して、選挙人にあいさつする目的で次の行為をすることができません。（法 178）

ア 選挙人に対して戸別訪問をすること。

イ 自筆の信書及び議会の解散投票の賛否の結果に関する祝辞、見舞等の答礼のための信書を除き、文書図画を頒布したり又は掲示すること。

ウ 新聞紙又は雑誌を利用すること。

エ 放送設備を利用して放送すること。

オ 議会の解散投票の賛否の結果の祝賀会等の集会を開催すること。

カ 自動車を連ねたり、隊を組んで往来する等によって気勢を張る行為をすること。

キ 議会の解散投票の賛否の結果に関する答礼のため議会の名称又は解散請求代表者の氏名を言い歩くこと。

10 規制を受けない投票運動

規制の受けない投票運動の一例は次のとおりです。

(1) 自動車・船舶、拡声機の使用

投票運動のために使用する自動車・船舶については、台数、車種等の制限はありません。また、投票運動のために使用する拡声機についても使用数の制限はありません。ただし、車上の投票運動については、連呼行為はできません。（法 140 の 2）

(2) 文書図画の頒布、掲示

投票運動のために使用する文書図画の頒布、掲示については、種類、枚数、規格、頒布、掲示方法等についての制限はありません。したがって、はがき、封書、ポスター、立札、看板、インターネットのホームページ、メール等の使用について制約を受けません。

第 2 投票運動費用

1 投票運動費用

解散投票の運動費用について、支出の制限額はありません。また、解散投票終了後の収支報告書の提出も必要ありません。

2　寄附の禁止並びに支給することができる実費弁償及び報酬の額

(1)　寄附に関する禁止事項（法 199 ～ 200）

次の各項に掲げる寄附は、原則として禁止されています。

ア　市議会議員又は解散請求代表者がする寄附行為

(ア)　市議会議員又は解散請求代表者が、当該投票に関して又は通常一般の社交の程度を超えて、いかなる名義をもってするを問わず、また時期のいかんを問わず、当該投票の行われる区域内にある者に対してする寄附（法 199 の 2 ①）

(イ)　市議会議員又は解散請求代表者を寄附の名義人として、市議会議員又は解散請求代表者以外の者が、いかなる名義をもってするを問わず、当該投票の行われる区域内にある者に対してする寄附（法 199 の 2 ②）

イ　特定の利害関係を有する者の寄附

(ア)　名古屋市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者が当該投票に関してする寄附（法 199 ①）

(イ)　会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている場合において、当該融資を行っている銀行等が、当該融資につき、名古屋市から利子補給金の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けたときの当該融資に係る法人等（銀行等が交付の決定の通知を受けた日から、交付の日から起算して 1 年を経過した日までの間）が当該投票に関してする寄附（法 199 ②）

(ウ)　前記の者に対して寄附を勧誘し、要求すること。（法 200）

ウ　市議会議員又は解散請求代表者の関係会社等の寄附（法 199 の 3）

市議会議員又は解散請求代表者が役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が、当該投票に関し、当該投票の行われる区域内にある者に対して、これらの者の名称又は氏名を表示し又はその名称又は氏名が類推されるような方法（いかなる名義をもってするを問わず、また、時期のいかんを問わない。）でする寄附

エ　市議会議員又は解散請求代表者の氏名等を冠した団体の寄附（法 199 の 4）

市議会議員又は解散請求代表者の名称又は氏名が表示され又はその名称又は氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体が、当該投票に関し、当該投票の行われる区域内にある者に対してする寄附（いかなる名

義をもってするを問わず、また、時期のいかんを問わない。）

(2) 実費弁償及び報酬の額（法 197 の 2 、令 129 ）

議会の解散の投票運動に従事する者に対して支給することができる交通費、宿泊料、弁当料等の実費弁償並びに議会の解散の投票運動のために使用する労務者に対して支給することができる報酬及び実費弁償の額は次のとおりです。(法 197 の 2 ①、令 129 ②)

ア 投票運動に従事する者 1 人に対して支給することができる実費弁償の額（最高額）

区分	実費弁償の額
鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
宿泊料（食事料 2 食分を含む。）	1 夜につき 12,000 円
弁当料	1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
茶菓料	1 日につき 500 円

イ 投票運動のために使用する労務者 1 人に対して支給することができる報酬の額（最高額）

区分	報酬の額
基本日額	10,000 円
超過勤務手当	1 日につき上記の額の 5 割以内

ウ 投票運動のために使用する労務者 1 人に対して支給することができる実費弁償の額（最高額）

区分	実費弁償の額
鉄道賃・船賃・車賃	アの鉄道賃・船賃・車賃に掲げる額
宿泊料（食事料を含まない。）	1 夜につき 10,000 円